

持続可能な財政基盤の確立に向けて

寝屋川市
財政規律ガイドライン

平成 31 年 3 月

財務部財政課

<目 次>

I 策定の目的	1
II 位置付け	2
III ガイドラインの計画期間等	3
1 計画期間	3
2 対象とする会計の範囲	3
IV 市財政の状況及び今後の環境変化に対する基本認識	4
1 これまでの市財政の状況	4
2 今後の環境変化に対する基本認識	6
V 財政規律ガイドラインの体系	7
VI 財政規律ガイドラインの設定項目	8
VII 各設定項目の説明	11
【ガイドライン1】健全な財政構造の確保	11
1 財政収支	11
(1) 実質収支	11
(2) 実質単年度収支	12
2 経常収支比率	13
(1) 経常収支比率(全体)	13
(2) 経常収支比率のうち人件費	14
3 市税徴収率の向上	15
4 公共施設等の老朽化対策	16
5 人件費の抑制	17
【ガイドライン2】将来を見据えた財政基盤の強化	18
1 基金積立の強化	18
(1) 財政調整基金	18
(2) 公共公益施設整備基金	20
(3) その他の目的基金	22

2 将来世代に負担を先送りしないための市債の抑制	22
(1) 市債の発行・抑制の考え方	22
(2) 実質公債費比率	24
(3) 将来負担比率	26
(4) 債務償還可能年数	27
【ガイドライン3】 財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保	28
【ガイドライン4】 中長期財政フレームの作成	32
1 中長期財政フレームの作成	32
(1) 策定年度	32
(2) 期間及び対象会計	32
(3) 時宜に即した中長期財政フレームの更新	33
(4) 「財政収支計画」と「中長期財政フレーム」の関係	34

VIII ガイドラインの基準等を超過した場合の対応 34

用語集 35

I 策定の目的

近年の本市財政は、平成 20 年のリーマンショックを背景とした市税収入の減少に加え、社会保障関連経費の増加など、極めて厳しい財政運営を強いられる中、事務事業の見直し、民間委託等の推進、職員数の適正化などの行財政改革に積極的かつ不断に取り組むとともに、徹底した経費節減とあらゆる財源の確保、更には基金への積立や市債の発行抑制など将来を見据えた財政運営を着実に進めてきた成果として、平成 29 年度普通会計決算では、実質収支、単年度収支ともに 14 年連続の黒字を確保したところです。

その一方で、本市の財政構造上、類似団体と比較して法人市民税が少ないこと等から財政力が弱く、また、財政の弾力性を示す経常収支比率が恒常的に高い状況が続いています。今後、人口減少、少子高齢化の進行が確実に迫ってくる中、一時でも財政運営に対する緩みが生まれれば、財政状況はたちまち悪化し、現在の行政サービスを維持することすらできない状況となることをしっかり認識しておかなければなりません。

本市は平成 31 年 4 月から中核市へ移行し、より市民ニーズを反映したきめ細やかな行政サービスと特色あるまちづくりを推進していくこととしています。今後も、本市が更に魅力あるまちとして発展し続けていくためには、これを支える健全で持続可能な財政基盤の確立・持続が不可欠です。

また、今後、人口減少が進む中、団塊の世代が 75 歳を迎え超高齢社会となる 2025 年、更には高齢者人口がピークとなることが見込まれる 2040 年頃の市の状況を考慮すると、ヒト（職員数等）・モノ（公共施設等）・カネ（財政）のすべての面において、ダウンサイジングを含めた健全化・適正化に向けた早期の対策が不可欠です。これまで経験したことのない厳しい環境が差し迫っていることに危機感を持ち、今からできる最良かつ最大限の財政上の対策を講じることで、引き続き、健全かつ将来を見据えた財政運営を持続していかなければなりません。

以上を踏まえ、将来にわたって規律ある財政運営を進めていくために、財政に関する条例などの理念を示すのではなく、財政指標の目標設定や財政運営の「見える化・標準化」など、より実効性の伴った具体的な財政運営の基準を示す「財政規律ガイドライン」を策定します。

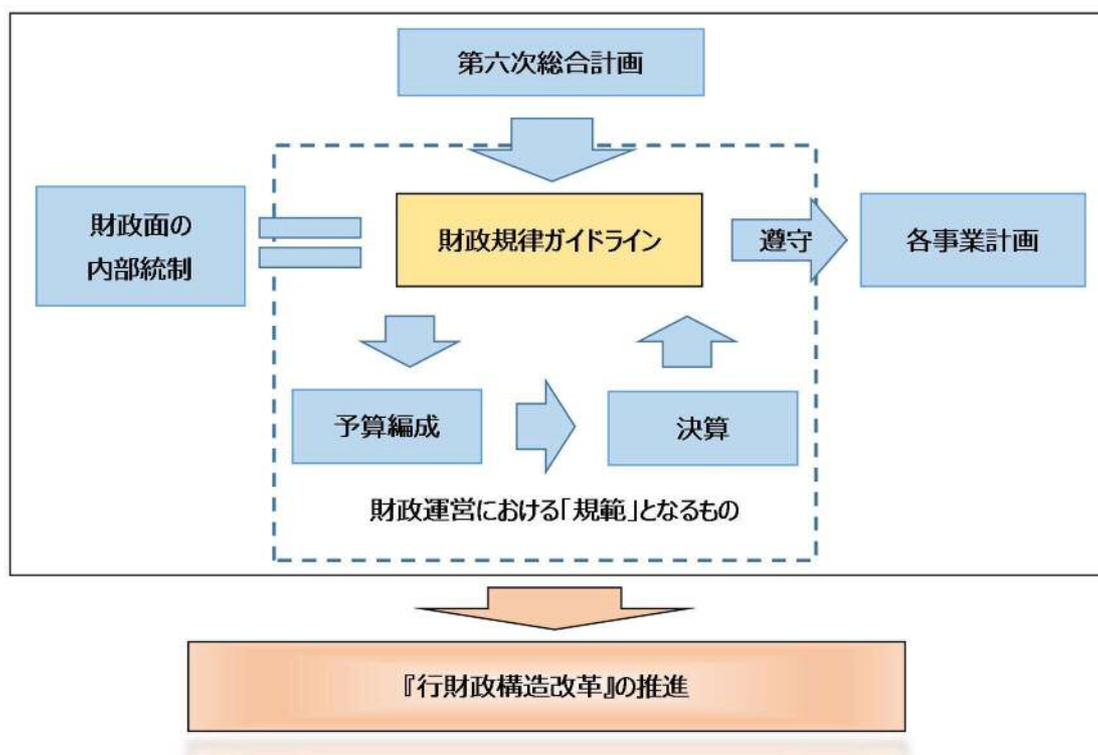
Ⅱ 位置付け

寝屋川市財政規律ガイドライン（以下「ガイドライン」という）は、平成 32 年度（2020 年度）を計画開始年度とする「第六次総合計画」と連動することとし、また、各事業計画の策定に当たっては、今後の財政影響を十分考慮の上、ガイドラインの内容を遵守することとします。

また、毎年度の予算編成や決算等に当たっては、ガイドラインの進捗状況や各種財政指標等への影響などを点検・分析し、継続して財政規律を確保するための財政上の「規範」となるものであり、本市における財政運営上の内部統制機能の強化を図るための基準となるものとします。

ガイドラインの遵守を通して、時代の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、将来を見据えた持続可能な行財政運営を確立するための、『**行財政構造改革**』の取組を推進します。

【財政規律ガイドラインの位置付け】



Ⅲ ガイドラインの計画期間等

1 計画期間

総務省の自治体戦略 2040 構想研究会報告において示された、高齢者数がピークとなる 2040 年頃にかけての“未曾有の危機”が迫りくる中、残された時間で、最大限、効果的に成果をあげていくため、この問題への備えと位置付ける第六次総合計画と連動した計画期間とすることとし、平成 32 年度予算編成（平成 31 年度中）からガイドラインの運用を開始し、平成 39 年度までの計画とします。

	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
第六次寝屋川市 総合計画									
財政規律 ガイドライン									
	H32 予算 編成から 運用開始								

2 対象とする会計の範囲

対象範囲は、普通会計を基本とします。

但し、各特別会計及び公営企業会計においては、一般会計からの繰出金等の増減は、大きな財政的影響を与えるものであるため、ガイドラインの内容を十分に踏まえた事業執行に努めることとします。

IV 市財政の状況及び今後の環境変化に対する基本認識

1 これまでの市財政の状況

これまでの市財政は、職員数の適正化をはじめとした行財政改革に不断に取り組み、徹底した経費の節減とあらゆる財源の確保に努めてきたことにより、平成 16 年度以降、14 年連続で実質収支、単年度収支ともに黒字を確保しています。

実質収支と単年度収支の推移

単位（百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24
実質収支	186	264	351	514	696
単年度収支	63	78	87	163	182

	H25	H26	H27	H28	H29
実質収支	858	1,321	1,413	1,538	1,614
単年度収支	162	463	92	125	76

また、市財政の健全度を示す健全化判断比率については、いずれの指標も国の基準を下回る健全な状態を維持しています。

健全化判断比率の状況

単位（％）

	H25	H26	H27	H28	H29
実質赤字比率	－	－	－	－	－
連結実質赤字比率	－	－	－	－	－
実質公債費比率	3.6	2.9	1.9	2.1	1.7
将来負担比率	－	－	－	－	－

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため「－」と表示
将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「－」と表示

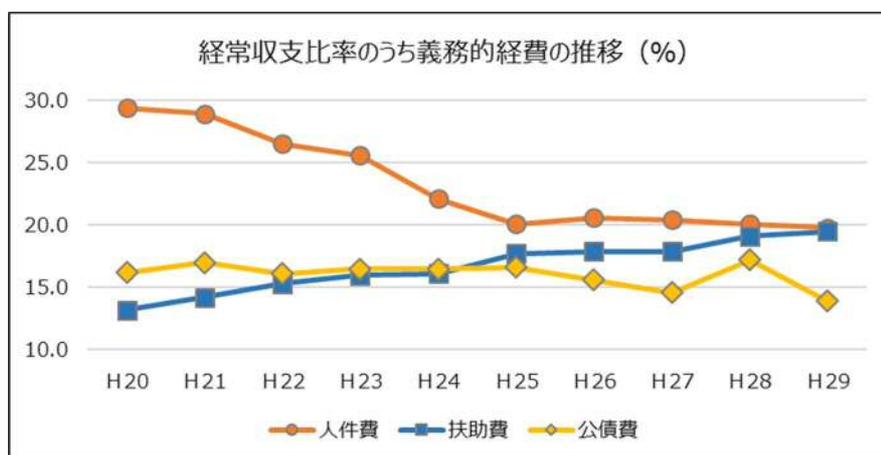
他方、財政構造の弾力性を図る指標である経常収支比率は、依然として高い状況が続いており、財政構造は硬直化した状況となっています。

経常収支比率の推移

単位 (%)				
H20	H21	H22	H23	H24
96.3	97.2	93.8	94.3	90.9
H25	H26	H27	H28	H29
92.7	93.1	91.4	96.3	93.6

また、経常収支比率のうち義務的経費の推移状況をみると、行財政改革の成果として、人件費及び公債費の比率は減少していますが、一方で、社会保障関連経費である扶助費の増加が顕著な状況です。

今後、少子高齢化の進行等により、社会保障関連経費の一層の増加が見込まれることから、財政構造の更なる硬直化は避けられない状況にあります。



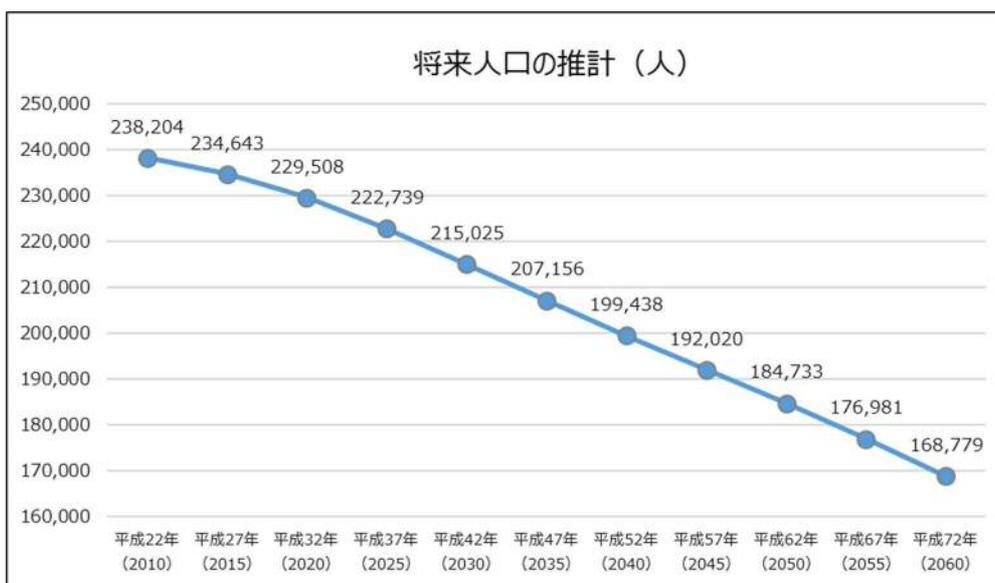
単位 (%)					
	H20	H21	H22	H23	H24
人件費	29.4	28.9	26.5	25.6	22.1
扶助費	13.2	14.2	15.3	16.0	16.1
公債費	16.2	17.0	16.1	16.5	16.5
	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	20.1	20.6	20.4	20.1	19.8
扶助費	17.7	17.9	17.9	19.1	19.5
公債費	16.6	15.6	14.6	17.2	13.9

2 今後の環境変化に対する基本認識

「寝屋川市人口ビジョン」における将来人口推計によると、2040年頃には人口20万人を下回り、その後も減少傾向が続くことが見込まれています。

市では、今後の人口減少に対応するため、平成28年2月に「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、積極的に取組を進めているところです。

しかし、その上にあっても、人口の減少、生産年齢人口の減少の流れを完全に止めることはできません。



出典：「寝屋川市人口ビジョン」

加えて、本市の公共施設等の多くは、昭和40年代から昭和60年代の高度経済成長期の人口急増に対応するために、一時に集中して整備を進めてきました。今後、これら施設の老朽化に伴い、大規模改修等の時期を一斉に迎えることから、多額の経費が必要となるが見込まれます。

これまで経験したことのない厳しい環境が、今後差し迫っていることに危機感を持ち、今からできる最良かつ最大限の対策をさまざまな視点から講じることで、持続可能な行財政運営の実現を図っていかねばなりません。

V 財政規律ガイドラインの体系

将来に渡って健全かつ持続可能な財政基盤を確立する『行財政構造改革』の取組を推進するため、財政運営上の基準及び目標値の設定など大きく4つの視点からガイドラインを設定することとします。

『行財政構造改革』を推進するための4つのガイドライン

【ガイドライン1】 健全な財政構造の確保

市財政の健全性を維持・改善していくためには、一定の財政収支黒字の確保、並びに、市税をはじめとするあらゆる財源の確保、人件費や公債費等の経費の抑制・縮減など、歳入、歳出両面からの財政構造の健全性の確保が不可欠です。

このため、財政収支や経常収支比率などの財政構造に関する財政指標等の基準を設定し、継続した健全財政の確保を図ります。

【ガイドライン2】 将来を見据えた財政基盤の強化

今後の社会経済情勢の変化などに対し、柔軟かつ安定した財政運営を確保するためには、中長期的な視点に立った基金積立や市債発行抑制などの市の将来を見据えた財政基盤強化の取組が必要です。

更なる財政基盤の強化を図るため、基金に関する積立・取崩の基準や市債発行抑制に関する基準を設定します。

【ガイドライン3】 財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保

基金積立や市債発行抑制の実施に当たっては、年度末における財政収支の状況を踏まえた判断が必要となります。どのような考え方にに基づき判断をするのか、その判断基準について「見える化・標準化」することにより、一貫性のある財政運営を実現します。

【ガイドライン4】 中長期財政フレームの作成

今後、人口減少、長寿社会の進行等に伴い、これまで経験したことのない厳しい財政環境が見込まれることを踏まえ、目前に迫る2025年頃の財政見通しを明らかにし、更には、2040年頃の“未曾有の危機”に最大限の備えを進めるための「中長期財政フレーム」を策定することとします。中長期にわたるガイドラインの確実な遵守を通して、健全で持続可能な財政の確立を目指します。

VI 財政規律ガイドラインの設定項目

各視点に基づく、遵守すべきガイドライン（基準等）については、以下の通りとします。

視 点	項 目	ガイドライン（基準等）
1 健全な財政構造の確保	1 財政収支	
	(1) 実質収支	実質収支比率を2%以上に維持
	(2) 実質単年度収支	実質単年度収支の黒字を確保
	2 経常収支比率	
	(1) 全体	府内都市平均を下回る
	(2) うち人件費	中核市平均を下回る
	3 市税徴収率の向上	平成39年度末徴収率（現年分）を99.0%以上とする
4 公共施設等の老朽化対策	公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用の財源を確保	
5 人件費の抑制	中長期財政フレームと連動した「総人件費の上限」の範囲とする	
2 将来を見据えた財政基盤の強化	1 基金積立の強化	
	(1) 財政調整基金	<ul style="list-style-type: none"> ・積立基準 前年度決算剰余金の2分の1以上の額を翌年度に積み立てる ・取崩基準 経済事情の変動等により著しい財源不足が生じた場合や災害による減収を補うためなどの場合に限定 ・残高目標 市民一人当たり残高の府内都市平均以上を維持するとともに、基金残高対標準財政規模20%以上を目指す
	(2) 公共公益施設整備基金	<ul style="list-style-type: none"> ・積立基準 用地売却額等の積立に加え、前年度決算における事業用資産減価償却費の10%以上の額を積み立てる ・取崩基準 公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用に計画的に充当 ・残高目標 平成39年度末残高36億4千万円以上を目標とする

視 点	項 目	ガイドライン（基準等）
2 将来を見据えた財政基盤の強化	2 将来世代に負担を先送りしないための市債の抑制	
	(1) 市債の発行・抑制の考え方	「市債発行・抑制検討フロー」に従い、効果的かつ必要最小限の市債発行に留める
	(2) 実質公債費比率	府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を目指す
	(3) 将来負担比率	府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を維持
	(4) 債務償還可能年数	引き続き、15年を下回る状況を維持
3	財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保	市債発行や基金積立の抑制について、どのような順序、考え方で判断するのか、その判断基準について「見える化・標準化」することにより、一貫性のある財政運営を実現する P10 【市債発行抑制・基金積立の実施を判断する流れ、考え方】参照
4	中長期財政フレームの作成	財政規律ガイドラインを確実に遵守し、将来にわたる財政の持続可能性をより高めていくために、第六次総合計画の8年間（平成32年度から39年度）を踏まえた「中長期財政フレーム」を策定する

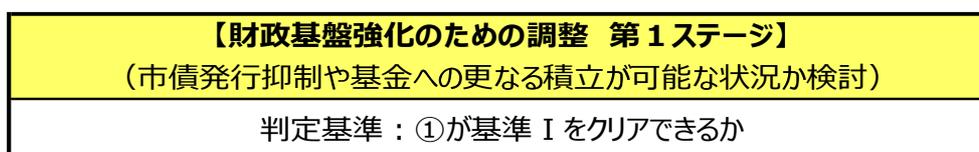
市債発行抑制・基金積立の実施を判断する流れ、考え方

基準 I 「実質収支比率が 2%以上を維持」かつ「実質単年度収支の黒字を確保」

① 調整前の当年度収支見込額



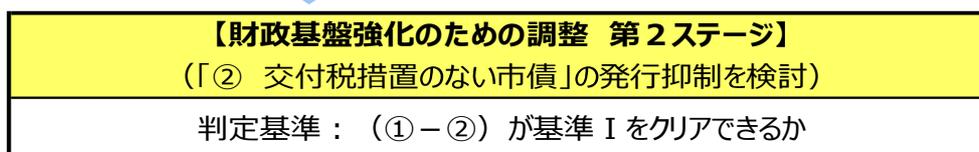
- ・基金積立については、基準に基づく最低限の積立で計上
 - ・市債発行については、発行可能額全額起債で計上
- ※翌年度へ繰り越すべき財源等は、簡略化するため、ここでは考慮していない



clear

out

市債発行抑制等は不可。

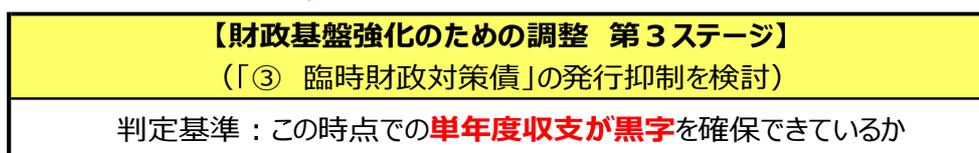


clear

out

原則、②を
全額発行抑制

基準 I を確保できる範囲で②の抑制額決定。これ以外の発行抑制は不可。

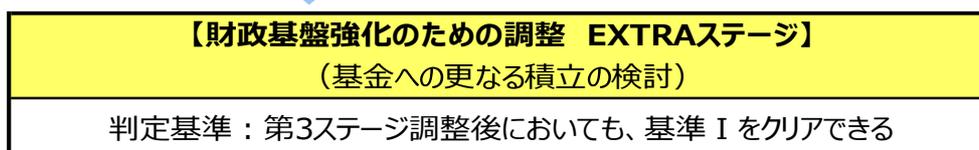


clear

out

単年度収支の黒字の
範囲で一部発行を抑制

臨時財政対策債は
同意額を全額発行



clear

基準 I を確保できる範囲で、

- ・「公共公益施設整備基金」へ更なる積み立て
- もしくは、
- ・翌年度借換債の発行抑制を図るために「減債基金」へ積み立て

Ⅶ 各設定項目の説明

【ガイドライン1】 健全な財政構造の確保

1 財政収支

(1) 実質収支

基準：実質収支比率を2%以上に維持する

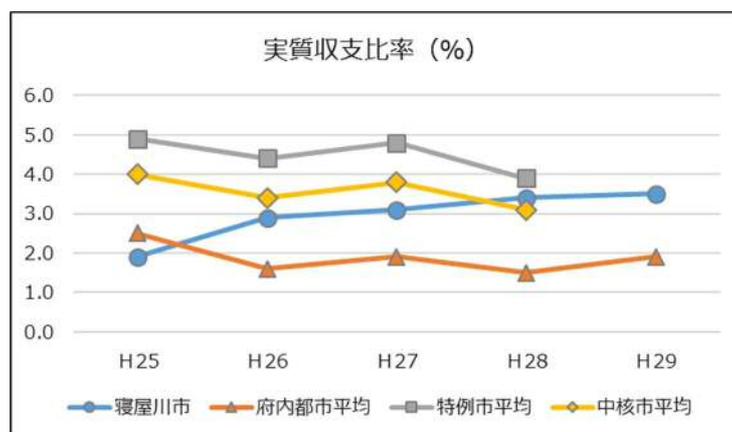
実質収支は、自治体の財政運営の状況（結果）を判断する重要な指標です。

自治体は営利を目的としていないため、黒字額が大きいほど財政運営が良好であるとは言えず、一般的に、実質収支を標準財政規模で除した割合である実質収支比率が概ね3～5%程度であることが望ましいとされています。

本市の実質収支比率は平成27年度決算以降3%を超える適正值となっており、一定の財政基盤が整いつつあります。

他方、実質収支比率は、基金への積立や市債の発行抑制に取り組んだ場合には、比率が低下します。今後、将来を見据えた財政基盤の強化を図るために、基金積立、市債発行抑制に積極的に取り組んで行く必要があり、比率低下も想定しておかなければなりません。この場合において、単年度収支が赤字となったとしても、これは直接的に財政状況の悪化を示すものではないことから、適切な財政規律が確保される中での単年度収支赤字は、将来の財政の持続可能性を高めていくためには、これを許容すべきであると考えます。

以上を踏まえ、引き続き、安定した財政運営を確保するために、府内都市平均の状況を踏まえ、実質収支比率2%以上を維持することとします。



単位 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	1.9	2.9	3.1	3.4	3.5
府内都市平均	2.5	1.6	1.9	1.5	1.9
特例市平均	4.9	4.4	4.8	3.9	-
中核市平均	4.0	3.4	3.8	3.1	-

(2) 実質単年度収支

基 準：実質単年度収支の黒字を確保する

実質単年度収支とは、単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩額を差し引いた額のことです。単年度収支だけでは把握しにくい、実質的な収支を見ることができます。

本市は、平成 16 年度以降、実質収支、単年度収支のいずれも、14 年連続の黒字を確保してきたところですが、加えて、実質単年度収支についても連続黒字を確保しています。

今後、市民サービスの維持・向上や将来を見据えた基金積立の充実、市債の発行抑制などを推進することにより、単年度収支の赤字が生じることも想定されますが、ハンドリングの効いた財政運営を引き続き確保するため、実質単年度収支の黒字を確保することを基準とします。

実質単年度収支の推移

(単位：千円)

年 度	単年度収支	財政調整基金 積立金	地方債 繰上償還額	財政調整基金 取崩額	実質単年度収支
平成16年度	1,232,419	1	0	0	1,232,420
平成17年度	47,847	5,501	0	0	53,348
平成18年度	60,685	30,005	0	0	90,690
平成19年度	3,392	60,137	147	0	63,676
平成20年度	63,604	70,491	1,144	0	135,239
平成21年度	77,724	100,833	0	0	178,557
平成22年度	86,792	340,905	0	0	427,697
平成23年度	162,990	1,180,504	0	0	1,343,494
平成24年度	182,115	764,140	576,294	0	1,522,549
平成25年度	161,704	751,761	1,020,119	500,000	1,433,584
平成26年度	463,317	1,074,789	1,557,021	140,000	2,955,127
平成27年度	91,442	1,125,038	671,799	220,000	1,668,279
平成28年度	125,009	1,131,546	0	210,000	1,046,555
平成29年度	76,369	1,120,197	0	100,000	1,096,566

実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額

2 経常収支比率

(1) 経常収支比率（全体）

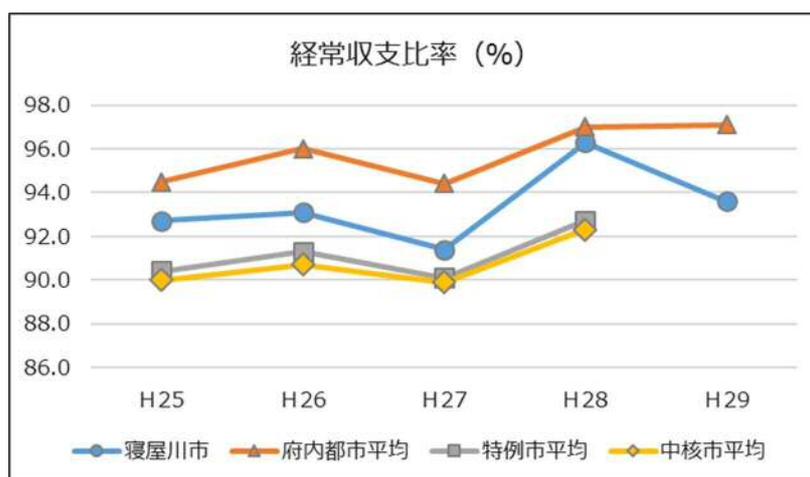
基準：府内都市平均を下回る

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることで、自治体の財政構造の弾力性を判断する指標です。

本市の比率は、社会保障関連経費等に係る扶助費が高く、人件費や公債費（借換債発行抑制分除く）が比較的安く抑えられていることが特徴です。

扶助費については、国制度等との関連もあり、急激な改善は困難と考えられますが、今後も、継続した行財政改革を推進する中で、人件費や公債費の抑制に努めることで、比率の改善を図っていく必要があります。

また、大阪府内都市は、他都道府県と比べ、扶助費が相対的に高い状況となっており、中核市等との比較は適さないことを考慮し、引き続き、府内都市平均を下回る状況を維持することを基準とします。



単位 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	92.7	93.1	91.4	96.3	93.6
府内都市平均	94.5	96.0	94.4	97.0	97.1
特例市平均	90.4	91.3	90.1	92.7	-
中核市平均	90.0	90.7	89.9	92.3	-

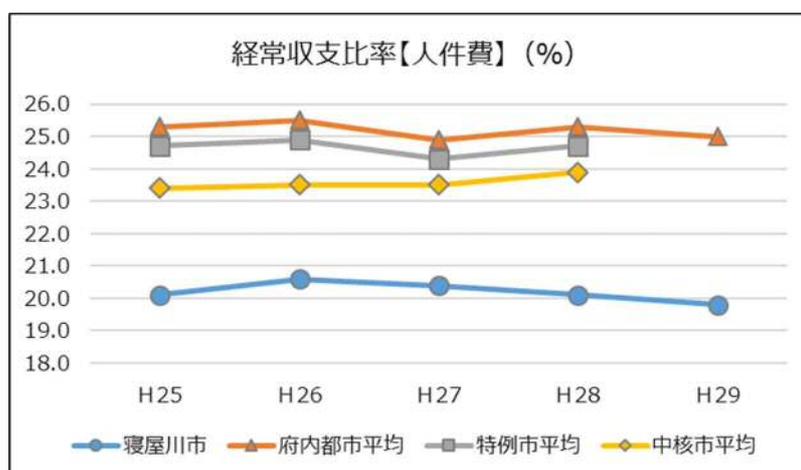
(2) 経常収支比率のうち人件費

基準：中核市平均を下回る

経常収支比率のうち人件費については、府内都市及び特例市・中核市平均をいずれも大きく下回る状況となっています。これは、これまで積極的かつ不断に行財政改革に取り組み、職員数の適正化を進めてきた成果です。

近年の本市の財政運営が安定してきた最も大きな要因は、人件費の削減によるものであることは間違いありません。逆に言えば、将来の財政安定化の最大のカギは、この人件費のコントロールにあると言っても過言ではありません。

従って、現在の人件費の状況を一定維持するために、後述する総人件費の上限を設けた定員管理と併せて、経常収支比率のうち人件費の比率を一定維持することとします。なお、平成 31 年度からの中核市移行に伴う事務権限の増加による人件費の増加が見込まれることを踏まえ、中核市平均を下回る状況を維持することを基準とします。



単位 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	20.1	20.6	20.4	20.1	19.8
府内都市平均	25.3	25.5	24.9	25.3	25.0
特例市平均	24.7	24.9	24.3	24.7	-
中核市平均	23.4	23.5	23.5	23.9	-

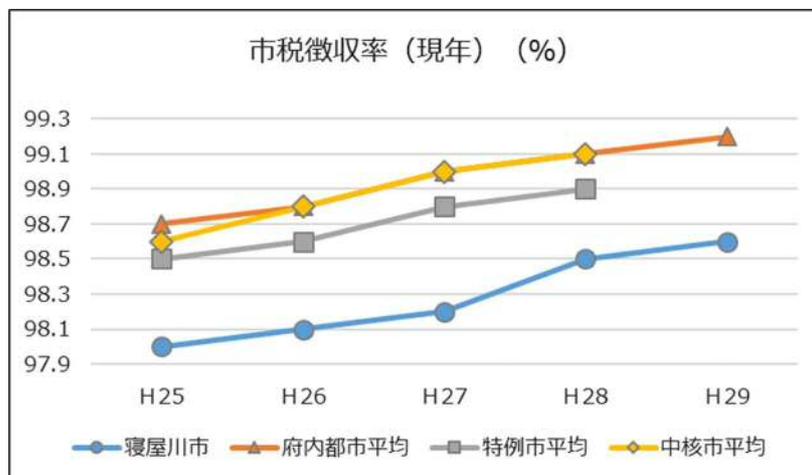
3 市税徴収率の向上

基準：平成 39 年度末徴収率（現年分）を 99.0%以上とする

市税は市財政の根幹となる財源であり、公平で適切な賦課・徴収の実施が重要です。

本市の市税徴収率（現年分）は、類似団体及び府内都市平均を下回る状況となっています。引き続き、早期かつ継続的な納付勧奨や滞納少額時点（現年度内）での財産調査の実施などにより、現年課税分の収入未済額の縮減及び新規滞納の発生抑制に努めていかなければなりません。

まずは、現年課税分の徴収率を類似団体及び府内都市平均まで上昇させることを目指し、着実に徴収率（現年分）を向上させていくこととした上で、本ガイドラインの目標年度である平成 39 年度末の徴収率を 99.0%以上とすることを目標とします。



単位（%）

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	98.0	98.1	98.2	98.5	98.6
府内都市平均	98.7	98.8	99.0	99.1	99.2
特例市平均	98.5	98.6	98.8	98.9	-
中核市平均	98.6	98.8	99.0	99.1	-

4 公共施設等の老朽化対策

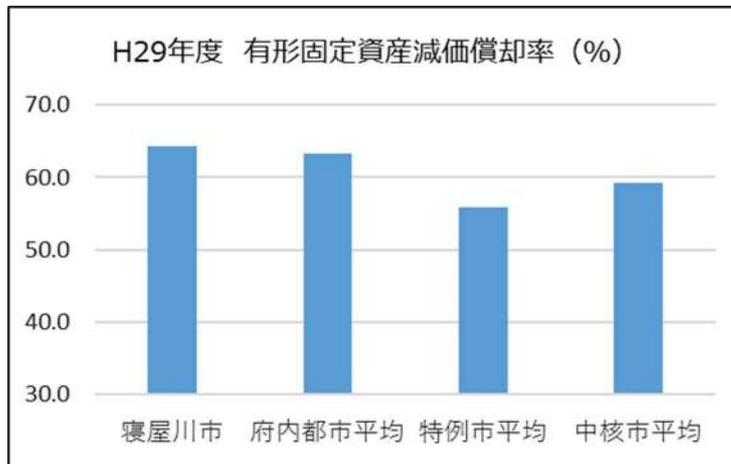
基準：公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用の財源を確保する

公共施設等の老朽度を把握する指標として、資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化した「有形固定資産減価償却率」があります。本市の平成 29 年度決算における比率は 64.3%となっており、大阪府内及び類似団体平均を上回った状況であり、老朽化の進行が深刻な課題となっています。

公共施設等の適切な管理等を進めていくため、平成 28 年度に「公共施設等総合管理計画」を策定したところであり、今後、各施設等の方向性等を示した個別計画に基づき、計画的な改修、更新を進めていくこととしています。

このことから、当該計画に基づく施設改修等費用について、適切かつ優先的に財源を確保し、確実な予算配分を行うこととします。

なお、将来の財源の備えとなる公共公益施設整備基金への積立基準等については、「ガイドライン 2 将来を見据えた財政基盤の強化」において整理します。



	寝屋川市	府内都市平均	特例市平均	中核市平均
H29	64.3%	63.2%	55.9%	59.3%

※ 府内都市及び特例市、中核市平均は、本市調査による平成 28 年度決算値。

(貸借対照表等財務書類が全ての自治体で作成・公表されていないため)

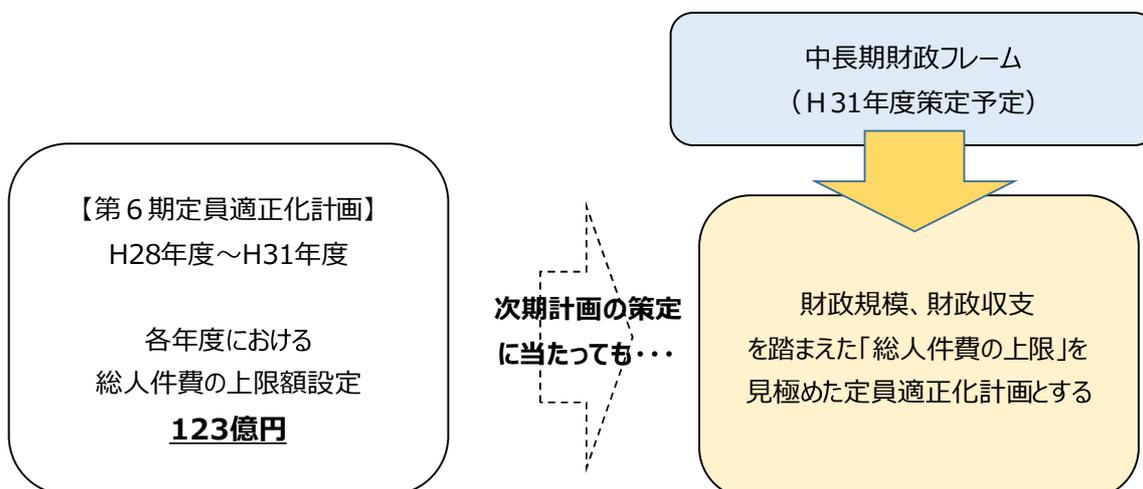
5 人件費の抑制

基準：中長期財政フレームと連動した「総人件費の上限」の範囲とする

人件費については、定員適正化計画に基づき、他の自治体に先んじた積極的な縮減に努めてきました。このことは、現在の安定した財政運営を確保できている大きな要因であることは間違いありません。

今後、人口減少に伴う行財政規模のダウンサイジングが避けられない中で、歳出において大きな割合を占める人件費の将来推計の把握と的確なコントロールが不可欠です。このため、第6期定員適正化計画においては、平成28年度から31年度までの各年度の総人件費（全会計ベース）を上限123億円とした定員適正化を進めているところです。

次期定員適正化計画においても、総人件費の上限を設定した定員管理を進め、後述の「中長期財政フレーム」と連動した上限設定を行い、総人件費をその範囲内とします。



【ガイドライン2】 将来を見据えた財政基盤の強化

1 基金積立の強化

(1) 財政調整基金

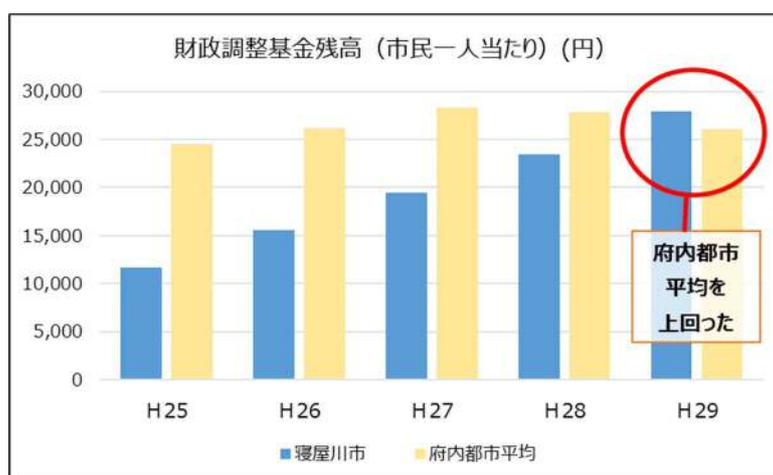
積立基準：前年度決算剰余金の2分の1以上の額を翌年度に
積み立てる

取崩基準：経済事情の変動等により著しい財源不足が生じた場合や
災害による減収を補うためなどの場合に限定

残高目標：市民一人当たり残高の府内都市平均以上を維持する
とともに、基金残高対標準財政規模 20%以上を目指す

経済不況等により大幅な税収減や災害の発生等による思わぬ支出の増加など、予期しない財政変動の備えとして、財政調整基金を設置しています。

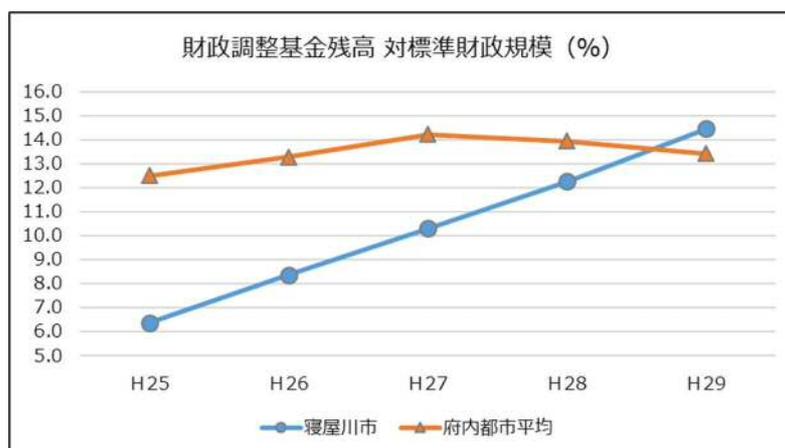
財政調整基金への積立については、地方財政法において、前年度決算剰余金の2分の1以上の額を翌々年度までに積み立てることと規定されており、平成16年度以降、実質収支黒字を継続するとともに、単年度収支の黒字を継続することで、財政調整基金への積立額について年々増加させてきました。その結果、平成29年度決算において、本市の市民一人当たり残高が初めて府内都市平均を上回る状況となりました。



単位（円）

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	11,626	15,543	19,429	23,447	27,947
府内都市平均	24,480	26,149	28,311	27,796	26,050

また、財政調整基金残高対標準財政規模についても府内都市平均を上回る状況となったところです。



単位 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	6.4	8.3	10.3	12.3	14.4
府内都市平均	12.5	13.3	14.2	13.9	13.4

この中、平成 30 年度に発生した大阪府北部地震や台風 21 号などの自然災害では、本市全域で大きな被害がありました。市の公共施設なども損傷を受け、これらの復旧に多額の経費が突発的に生じる事態となり、財政調整基金を活用して財源を補てんしました。こうした経験をも踏まえ、将来にわたり持続可能な財政運営を確立していくためには、財政調整基金への更なる積立が必要です。

積立基準として、引き続き、実質収支黒字を確保する中で、前年度決算剰余金の 2 分の 1 以上の額を翌年度に積み立てることとします。

また、取崩の基準としては、経済事情の変動等により著しい財源不足が生じた場合（例えば、リーマンショック時のような状況）や災害による減収を補うためなどの場合に限定し、単なる収支不足の補てんとして活用しないこととします。

財政調整基金残高の目標については、市民一人当たり残高を引き続き府内都市平均以上に維持することとします。加えて、より強固な財政基盤の構築を図るため、健全化判断比率の一つである実質赤字比率（実質赤字の標準財政規模に対する比率）の財政再生基準が 20%に設定されていることを考慮し、予期しない財政収支の悪化が生じた場合への万全の備えを確保しておくため、財政調整基金残高対標準財政規模の比率を 20%以上とすることを目標とします。

(2) 公共公益施設整備基金

積立基準：用地売却額等の積立に加え、前年度決算における
事業用資産減価償却費の10%以上の額を積み立てる
取崩基準：公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用に
計画的に充当
残高目標：平成 39 年度末残高 36 億 4 千万円以上を目標とする

公共公益施設整備基金については、公共公益施設の整備や老朽化等に伴う改修などに備えるため、これまで、遊休用地の売払収入額等を原資とした積立を進め、平成 29 年度末残高は約 22 億 7 千万円となっています。

今後、公共施設等の改修等費用の増大が見込まれる中、これに対応していくための基金必要額の考え方の一つとして、発生主義の概念を用いた貸借対照表上の減価償却累計額相当を基金残高として確保しておくことが考えられます。平成 29 年度普通会計貸借対照表における事業用資産の減価償却累計額は約 582 億円となっており、当該資産の再形成に充当率 90%の市債が活用できるとした場合でも、残額の約 58 億円については、現金（内部留保資金）として確保しておくことが望ましいと言えます。これと比べると、現在の基金残高は、必要額を大きく下回る状況となっています。

以上を踏まえ、公共公益施設整備基金への積立の強化を図るため、これまでの用地の売払収入額等の積立に加え、前年度決算における事業用資産の減価償却費の 10%以上の額を基金に積み立てることとします。

公共公益施設整備基金残高（百万円）

H25	H26	H27	H28	H29
2,919	2,926	2,998	2,739	2,272

※H27～29年度に新ごみ処理施設建設工事に計1,181百万円の基金を活用したため、残高が減少しています。

積立額算定例

平成 29 年度減価償却費 1,644 百万円×10%
= 164.4 百万円以上を積立

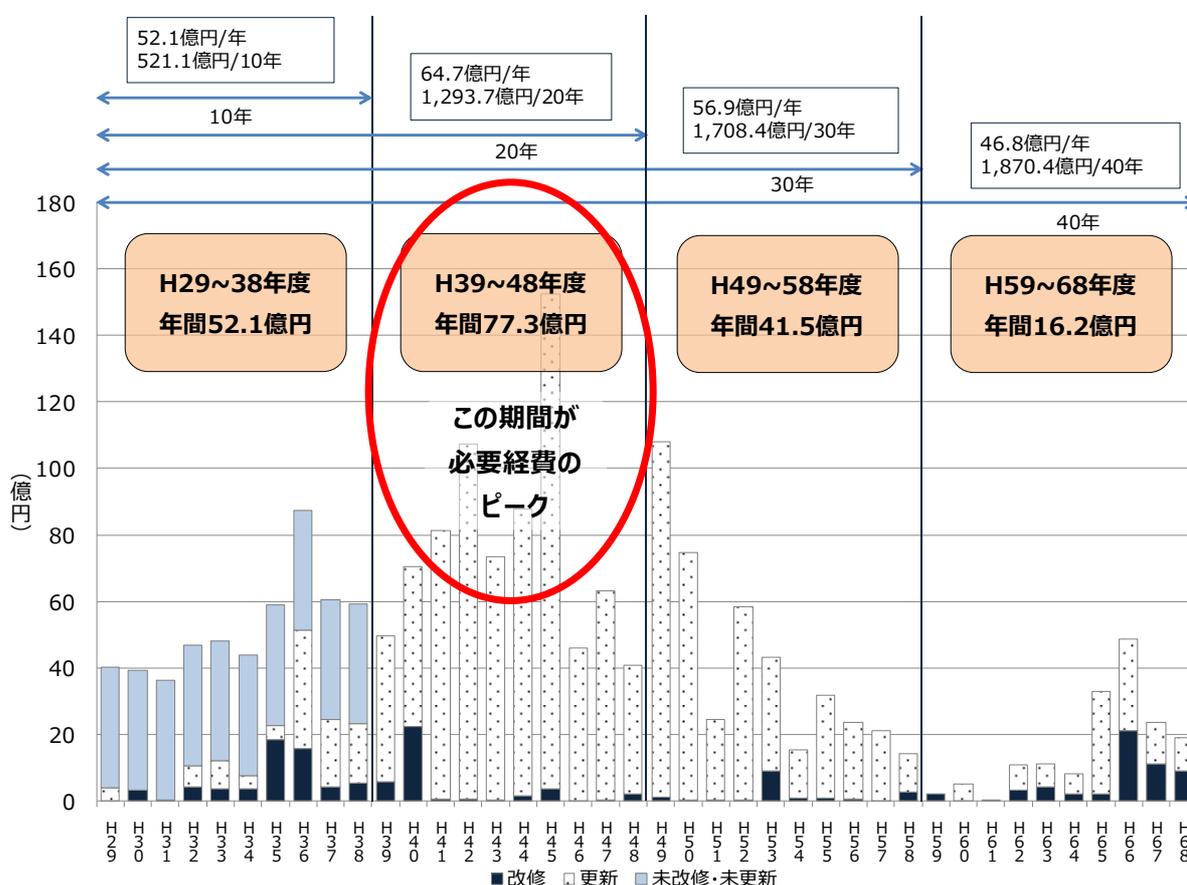
また、公共施設等総合管理計画における公共建築物の将来費用推計結果によると、平成 39 年度から平成 48 年度の 10 年間に年平均 77.3 億円と改修・更新費がピークと見込まれています。今後、個別計画に基づき、長寿命化対策等による財政負担の軽減・平準化に取り組むものの、施設の老朽化の状況を踏まえると、現在からの 10 年に加え、次の 10 年をも見据えた財源の確保が必要です。

以上から、公共公益施設整備基金の取崩基準については、公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用に計画的に充当することとします。

また、残高目標については、毎年度の積立額を約 1 億 7 千万円として、ガイドラインの計画期間 8 年間で約 13 億 6 千万円の積立が可能であることから、現在の残高との合計額約 36 億 4 千万円以上の確保を平成 39 年度末の目標額とします。

なお、収支状況を踏まえた基金への更なる積立の考え方については、「ガイドライン 3 財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保」において整理します。

【将来費用推計（公共建築物）】



出典：「寝屋川市公共施設等総合管理計画」を基に一部加工

(3) その他の目的基金

その他の目的基金の積立基準については、利子収入及び寄附金を原資として、その全額を積み立てることを基本とします。

なお、以下の基金については、これに加えて、それぞれに記載する財源についても合わせて積み立てることとします。

安全・安心なまちづくり対策基金

財源：復興財源確保のための個人市民税増税分

くらし・笑顔創生基金

財源：前年度決算剰余金の4分の1を下らない額

公園墓地管理基金

財源：納骨堂管理料、墓地永代管理料

また、取崩基準については、基金条例に定める目的に応じた事業の推進を図るために、計画的に活用することとします。

2 将来世代に負担を先送りしないための市債の抑制

(1) 市債の発行・抑制の考え方

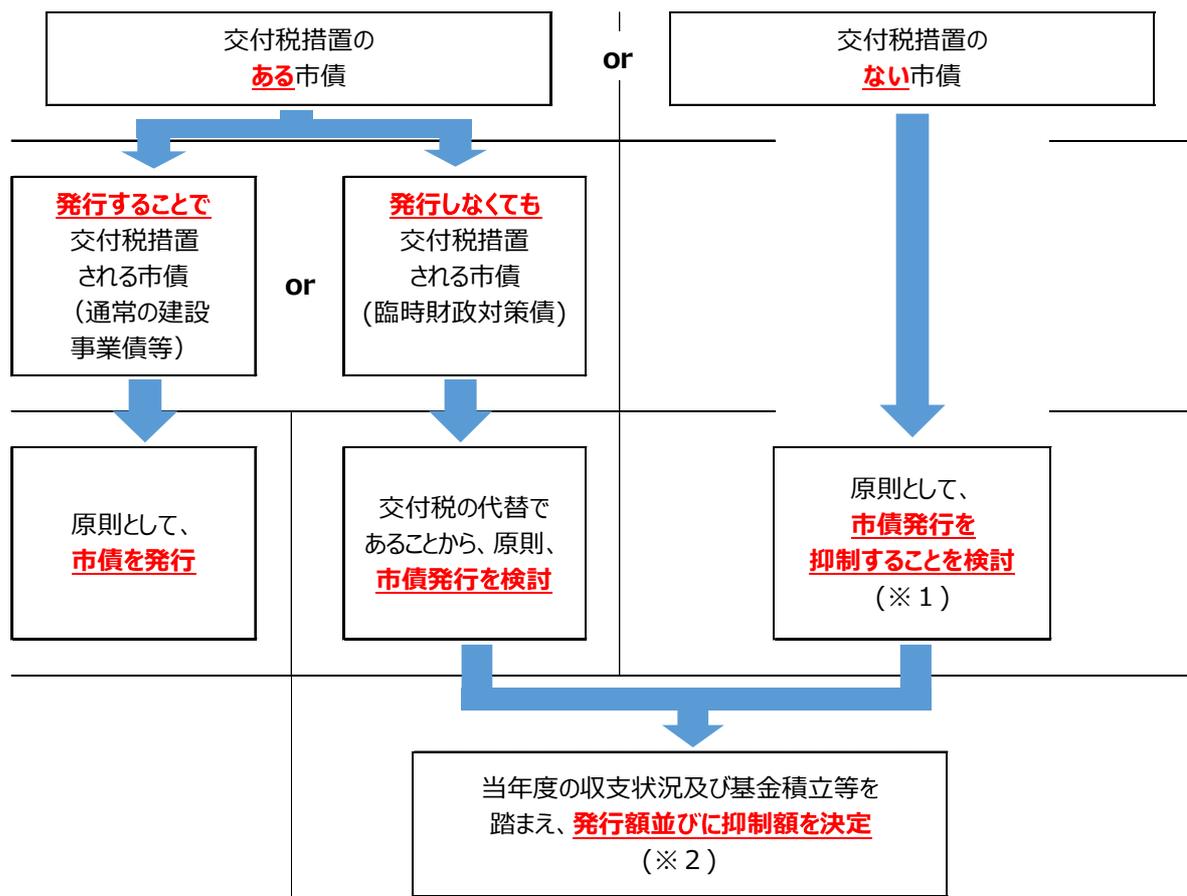
基準：「市債発行・抑制検討フロー」に従い、
効果的かつ必要最小限の市債発行に留める

市債を財源とすることができる事業は、地方財政法第5条で決められており、道路や公園、学校等の公共施設の整備や災害復旧事業等の経費などに限定されています。したがって、赤字を補てんするためのいわゆる赤字地方債については、原則、認められておらず（地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債等を除く）、無秩序な借り入れが行われることはありません。

また、市債の役割として、住民負担の世代間公平の調整や財政支出と収入の年度間調整などの機能があることから、事業内容等に応じ、一定の市債の活用が必要です。

しかし、過度の市債の発行は、後年度の市民に過重な負担を強いることにつながることから、市債の発行と抑制のバランスが取れた適切な市債管理が求められます。そこで、財政運営において、市債を発行するのか、抑制するのかを判断するための考え方について、「市債発行・抑制検討フロー」（イメージ【図1】）として整理することとします。

＜市債発行・抑制検討フローのイメージ＞ 【図1】



(※1) 施設使用料を徴収する施設の建設工事費等については、世代間負担の公平の観点などから、市債を発行することがある。

(※2) 基金運用と市債借入の利率を比較し、より有利な方を選択することとする。

＜市債発行・抑制検討フロー＞

まず、市債発行後の元利償還金に対する交付税措置の有無により判定します。交付税措置のあるものは、基本的に発行することで、後年度に交付税が措置されるため、発行した方が財源確保の点でより有利であることから、これについては、原則、市債を発行することとします。

但し、臨時財政対策債については、市債を発行しなくても、発行可能額を基礎として後年度に交付税が措置されます。したがって、発行を抑制すれば、将来のために貯金をしたのと同様の効果を得られます。その一方で、臨時財政対策債は、地方交付税の一時的な代替財源であり、標準的な行政水準を確保していくためには、その資金の活用が必要となります。以上を踏まえ、臨時財政対策債は、原則、発行することを基本とした上で、本市においては、後年度負担軽減をより重視し、行財政改革の推進などによって生じた財源余力を基として、臨時財政対策債の一部の発行抑制について検討することとします。

他方、交付税措置のない市債については、将来に負担を求めるものであり、可能な限り発行抑制することで、利息支払の縮減も図ることができることから、将来世代に負担を先送りしないために、原則、発行を抑制することを検討することとします。

なお、臨時財政対策債の一部、及び交付税措置のない市債の発行抑制については、当年度の収支状況や基金積立等との関係を考慮して決定する必要があり、これについては「ガイドライン3 財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保」において整理することとします。

(2) 実質公債費比率

基準：府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を目指す

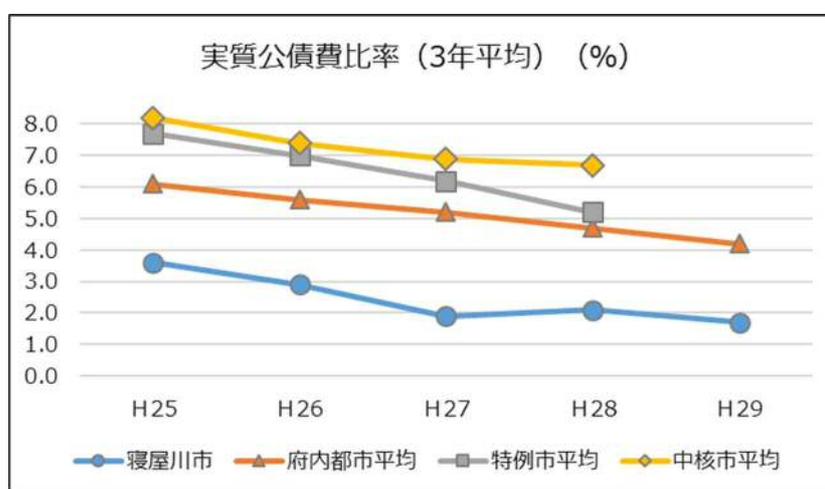
実質公債費比率は、一般会計等（いわゆる普通会計）が負担する市債の返済額及びこれに準じる額の標準財政規模に対する大きさを表した指標です。

本市の比率は、府内都市及び特例市、中核市平均を下回る状況となっています。これは、これまでの財政運営において、可能な限り市債に頼らないことを基本として、交付税措置のない市債などの発行抑制に努めてきた成果が現れたものです。

市債の返済である公債費は、義務的経費に分類され、任意に、また柔軟に削減することができない経費です。公債費を縮減するためには、将来を見据えた計画的かつ身の丈に合った市債発行・管理を不断に行っていくほかありません。

このため、市債の適正管理を行う中で、実質公債費比率が府内都市平均を下回る状況を維持することを基準とします。（借換債を発行抑制した場合の償還費は除く）

更に、比率は本来0（ゼロ）を下回ることはありませんが、当該比率の算定上、基準財政需要額に算入される公債費を控除する取扱いとなっているため、臨時財政対策債などの市債発行の有無に関わらず交付税措置のある市債の発行を抑制した場合、比率がマイナスとなる場合があります。府内では平成29年度決算で4団体がマイナス値となっています。本市においても、収支状況等を踏まえる中で、臨時財政対策債の発行抑制に努め、比率をマイナス値とすることを目標とします。



単位（%）

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	3.6	2.9	1.9	2.1	1.7
府内都市平均	6.1	5.6	5.2	4.7	4.2
特例市平均	7.7	7.0	6.2	5.2	-
中核市平均	8.2	7.4	6.9	6.7	-

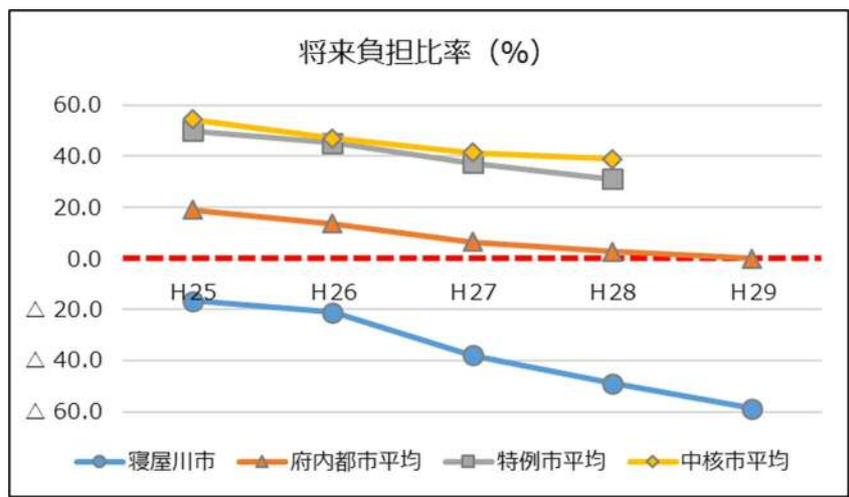
(3) 将来負担比率

基準：府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を維持する

将来負担比率は、普通会計の市債や将来支払いが必要となる可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

本市の比率は、府内都市及び類似団体平均を大きく下回るとともに、市債残高などの負債（基準財政需要額算入されるものを除く）に対して、基金等の充当可能財源が上回っているため、比率はマイナス値となっています。

引き続き、適切な負債（市債等）と資産（基金等）の管理を進める中で、将来に渡って安定した財政基盤を構築していくために、府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を維持することとします。



単位 (%)

	H25	H26	H27	H28	H29
寝屋川市	△ 16.5	△ 21.1	△ 37.9	△ 48.7	△ 58.7
府内都市平均	19.0	13.6	6.4	2.6	△ 1.1
特例市平均	49.8	45.1	37.4	31.0	-
中核市平均	54.4	47.0	41.4	38.9	-

H29府内都市平均はマイナス値となっているが、0以下の値は各都市公表されていないため、「△」と表示しています。

(4) 債務償還可能年数

基準：引き続き、15年を下回る状況を維持する

債務償還可能年数は、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標で、平成28年度決算から策定している貸借対照表等の財務書類から算定することができます。この指標は、いわゆるストック情報（市債等の負債、基金等の資産）とフロー情報（一定期間における財政収支等）から算出されるため、当該指標の改善には、市債の発行抑制や基金積立の増などだけではなく、毎年度の事務事業の効率化や見直しなどの当年度の収支の変化も要素となります。

公債費は市の経費の中でも、人件費と並び、非常に大きな割合を占めている経費であることから、引き続き、適切かつ計画的な市債管理に努めていかなければなりません。

以上を踏まえ、毎年度の公債費の状況については実質公債費比率（フロー指標）で、市債残高の状況については将来負担比率（ストック指標）により管理することに加え、フローとストックの両面から市債管理を行う債務償還可能年数の基準を設け、多角的、複合的な管理を行うこととします。

債務償還可能年数は市債の平均償還期間を上回らない年数となることが望ましく、市債の多くは10年から20年を期間とした借り入れであることや、財務省の「地方公共団体の財務状況把握」において当該指標の財務上の問題がある基準を15年以上としていることを踏まえ、引き続き、15年を下回る状況を維持することとします。

債務償還可能年数

(年)

	H28	H29
寝屋川市	8.4	8.8

【ガイドライン3】 財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保

ガイドラインで定めた市債発行抑制や基金積立については、年度末における財政収支の状況を踏まえて、実施の可否を判断することとなります。

実際の財政運営において、どのような順序、考え方でこの判断を行っていくのかを明確にしておくことで、継続した一貫性のある財政運営を実現します。

調整を進めていく流れ、考え方は、以下の通りとします。（第1ステージから第3ステージ、加えてEXTRAステージまでの4段階の調整を行います。）

＜市債発行抑制・基金積立の実施を判断する流れ、考え方＞

まず、＜①調整前の当年度収支見込額＞の状況を整理します。

この時点で、基金積立については、「基準」に基づく最低限の額を積み立てることとし（財政調整基金は前年度決算剰余金の2分の1の額、公共公益施設整備基金は用地売払収入及び減価償却費の10%の額など）、市債については発行可能額を全額起債することとして計上しています。

【調整前の準備】

① 調整前の当年度収支見込額



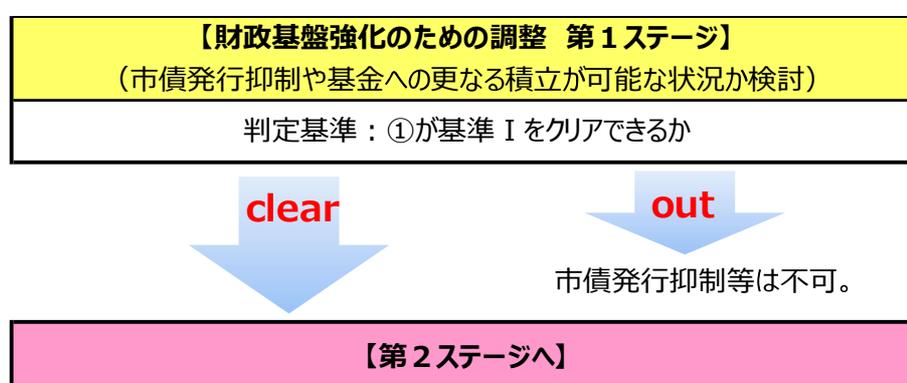
- ・基金積立については、基準に基づく最低限の積立で計上
- ・市債発行については、発行可能額全額起債で計上

※翌年度へ繰り越すべき財源等は、簡略化するため、ここでは考慮していない

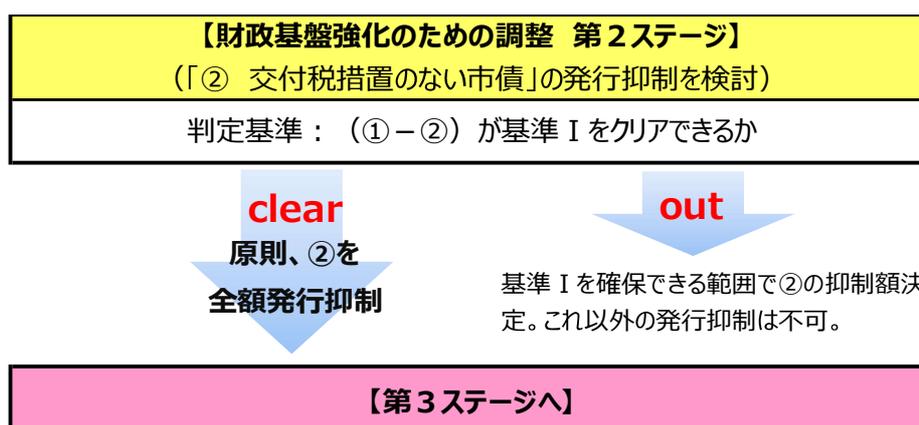
【第1ステージへ】

第 1 ステージでは、そもそも市債発行抑制や基金への更なる積立が実施できるだけの財政余力があるかを判断します。＜①調整前の当年度収支見込額＞が、ガイドライン 1 で設定した基準である「実質収支比率を 2 % 以上に維持する」及び「実質単年度収支の黒字を確保する」（以下、この 2 つの基準を「基準 I」とする）をクリアできているかを確認します。ここで、クリアできていない場合は、財政余力がないことから、市債発行抑制や基金への更なる積立はできません。第 1 ステージをクリアしている場合、第 2 ステージに入ります。

基準 I 「実質収支比率が 2 % 以上を維持」かつ「実質単年度収支の黒字を確保」

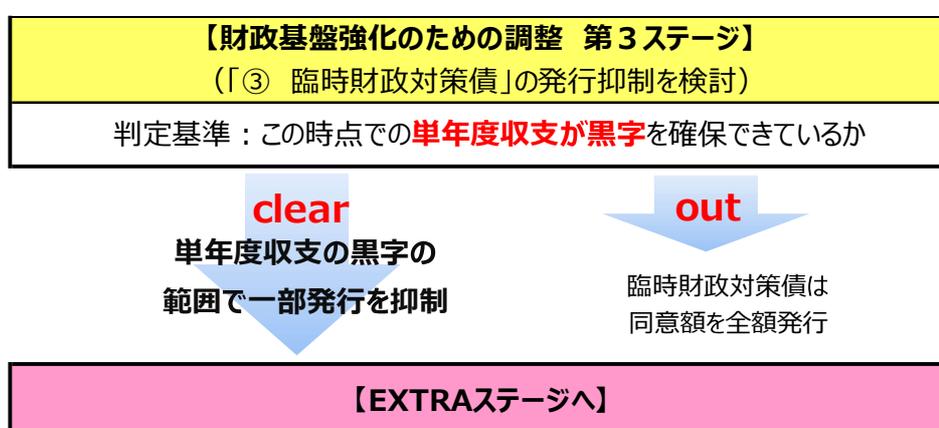


第 2 ステージでは、＜②交付税措置のない市債＞の発行抑制について検討します。＜①調整前の当年度収支見込額＞から＜②交付税措置のない市債＞を控除した後の収支額が基準 I をクリアできているか確認します。ここでクリアできない場合は、基準 I を確保できる範囲において＜②交付税措置のない市債＞の発行抑制を実施し、以上で調整は終了となります。第 2 ステージをクリアしている場合は、原則として、＜②交付税措置のない市債＞を全額発行抑制することとします。

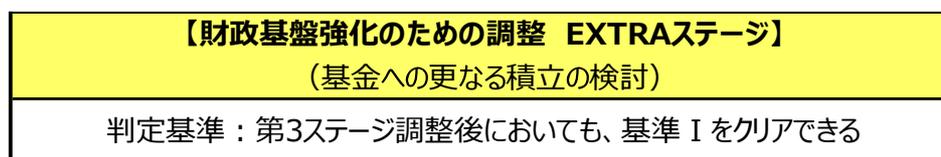


次に、＜③臨時財政対策債＞の発行抑制額を検討する第3ステージに入ります。臨時財政対策債については、基準である『市債発行・抑制検討フロー』に基づき、交付税の代替であることから原則発行することとしますが、将来負担軽減の観点から、一部発行抑制を行うことが有用です。このため、この時点において、単年度収支の黒字を確保できている場合に限り、その黒字額の範囲で一部発行抑制を行うこととします。

基本的な財政基盤強化のための調整は、以上となりますが、この段階でなお基準 I をクリアできるだけの財政余力がある場合、更なる基盤強化を図るため、EXTRA ステージに進むこととします。



EXTRA ステージでは、基金への更なる積立の実施について検討します。基金への更なる積立については、今後、公共施設等の老朽化対策の推進に伴い残高不足が懸念される＜公共公益施設整備基金＞、もしくは、市債残高縮減を図るために翌年度民間資金借換債の発行抑制を実施するための＜減債基金＞への積立のいずれかを実施することとします。



- clear
- 基準 I を確保できる範囲で、
- ・「公共公益施設整備基金」へ更なる積み立て
 - もしくは、
 - ・翌年度借換債の発行抑制を図るために「減債基金」へ積み立て

以上の流れ、考え方を、市債発行抑制、基金積立に係る財政運営の基本とします。

単年度収支赤字について

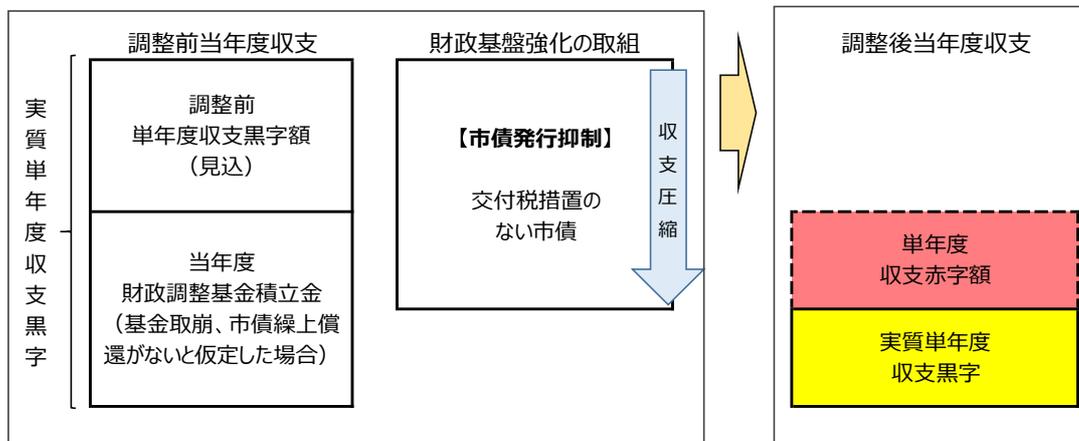
第2ステージの〈交付税措置のない市債〉の発行抑制や EXTRA ステージの〈基金への積立〉を実施した場合、基準 I（「実質収支比率を2%以上に維持する」及び「実質単年度収支の黒字を確保する」）はクリアしていたとしても、当年度の単年度収支が赤字になるケースが想定されます（図2）。

この場合においても、計画期間におけるガイドラインの各基準が達成できる見込みであるならば、単年度収支の赤字は財政状況を悪化させるものではなく、長期的に見れば、行財政の持続可能性を向上させる要素ともなり得るものであることから、適切な財政規律を確保する中において生じる単年度収支の赤字は、これを許容することとし、次代へとつなげる財政の持続可能性に寄与するものであるかどうかをその判断基準とします。

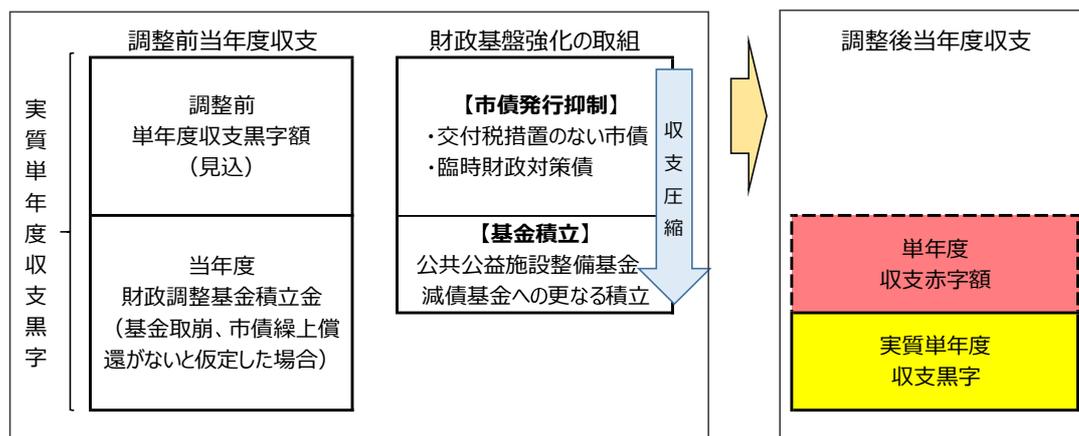
【単年度収支が赤字となる場合のイメージ】

【図2】

◆パターン1（第2ステージまで調整の場合）



◆パターン2（EXTRAステージまで調整の場合）



【ガイドライン4】 中長期財政フレームの作成

1 中長期財政フレームの作成

これまで本市では、第五次総合計画の着実な推進と健全な財政運営を確保するために、前期基本計画（平成23年度から平成27年度）及び後期基本計画（平成28年度から平成32年度）に対応して、それぞれ5年間を期間とする財政収支計画を策定し、計画的かつ効率的な財政運営に努めてきました。

今後の市財政を取り巻く環境は、人口減少、長寿社会の進行に加え、公共施設等の老朽化対策など、これまで経験したことのない厳しい状況となることが見込まれ、10年先、20年先を見据えた時、これからの10年の行財政運営は決して失敗が許されない最重要の時期であることは間違いありません。

これを踏まえ、財政規律ガイドラインを確実に遵守し、将来にわたる財政の持続可能性をより高めていくために、これまでと同様、総合計画の実施計画に合わせた財政収支計画の策定に加え、第六次総合計画の8年間（平成32年度から39年度）を踏まえた「中長期財政フレーム」を策定することとします。

(1) 策定年度

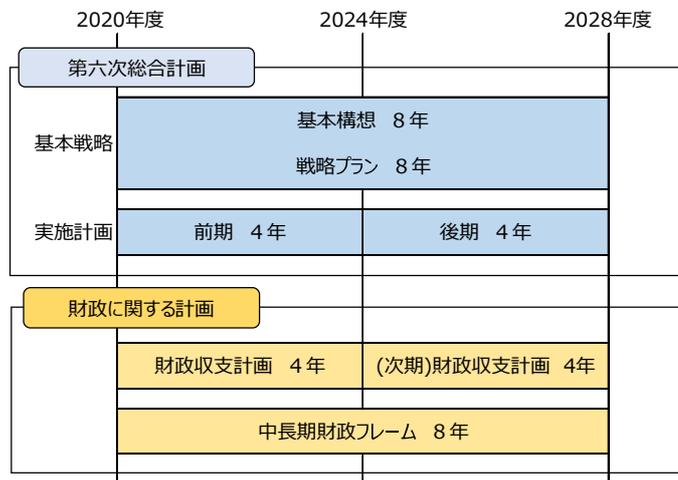
第六次総合計画の策定の進捗を踏まえ、平成31年度中に策定します。

(2) 期間及び対象会計

計画期間は、平成32年度から39年度までの8年間とします。

対象会計は、普通会計とします。

「第六次総合計画」と「財政に関する計画」の期間



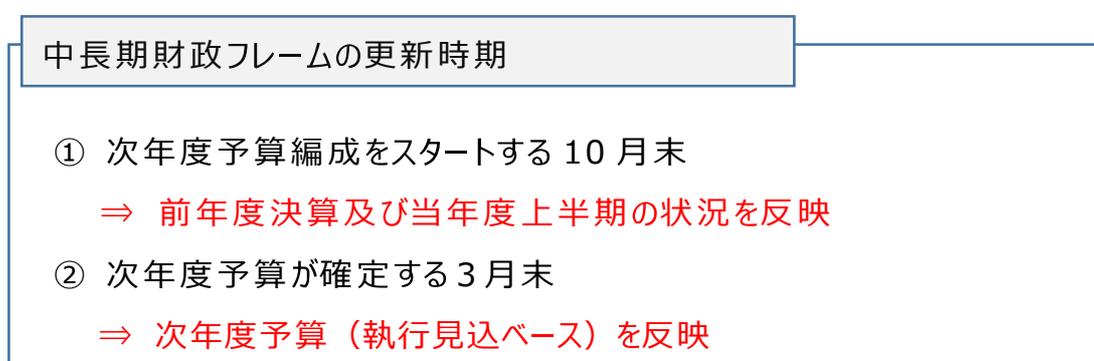
(3) 時宜に即した中長期財政フレームの更新

これまでの財政収支計画については、中核市への移行や消費税率の引上げなど、市財政に大きな変動が生じた場合に、計画の見直しを行ってきました。

他方、中長期財政フレームについては、市財政状況の変化を的確に把握し、対応していくためのものであることから、時宜に即した更新が求められます。

これを踏まえ、財政運営の方向を見極めるのにポイントとなる以下の時期を捉えて、年2回の計画のローリングを実施することとします。

これにより、予算、決算のそれぞれの時期において、財政規律を遵守するためのチェック機能を高めることができ、財政面の内部統制の強化につなげることができます。



【「中長期財政フレーム」の年2回のローリングの実施】

	年間財政事務スケジュール		「中長期財政フレーム」のローリングの実施
4月	当年度執行スタート		
10月末	次年度予算編成スタート	⇒	更新 前年度決算及び当年度上半期の状況を反映
11月 ～ 2月	次年度予算の編成	⇐	分析・評価の上、必要に応じ、次年度予算編成で軌道修正を検討
3月末	次年度予算の確定	⇒	更新 次年度予算(執行見込ベース)を反映
4月	次年度執行スタート	⇐	軌道修正がなされたことを確認の上、次年度執行スタート

(4) 「財政収支計画」と「中長期財政フレーム」の関係

「財政収支計画」は、第六次総合計画の前期実施計画で示す施策・事業を推進するための、財政的側面からの確実性、実効性を高めるものとして策定することとします。

他方、「中長期財政フレーム」は、将来にわたる財政の持続可能性をより高めるため、財政規律ガイドラインの遵守状況を点検・確認し、柔軟かつ早期に軌道修正を図り、次年度予算編成に反映するための財政運営の羅針盤となるものとして策定することとします。

「財政収支計画」と「中長期財政フレーム」の関係

	財政収支計画	中長期財政フレーム
目的	第六次総合計画の実施計画で示す施策・事業の着実に推進するための、財政的な側面からの確実性を確保し、実効性を高めるためのもの	財政の持続可能性を高めるため、財政規律ガイドラインの遵守状況を点検・確認し、必要に応じて柔軟かつ早期に軌道修正を図るための財政運営の羅針盤となるもの
更新	毎年度の進捗確認は実施するが、定期的な見直しは実施しない	市財政状況の変化を的確に把握し、時宜に即した対応が求められることから、毎年度見直し（更新）を実施する
更新時期	財政運営に大きな影響を与える変化（中核市移行や消費税増税など）があった場合に適宜見直し	毎年、年2回のローリングを実施する。 ① 前年度決算が確定し、次年度予算編成をスタートする10月末 ② 次年度予算が確定する3月末

Ⅷ ガイドラインの基準等を超過した場合の対応

ガイドラインの基準等については、「中長期財政フレーム」の年2回の更新（ローリング）を通して、定期的な点検・確認を行うこととし、各基準等の状況と併せて、市ホームページ上で公表することとします。

その際、各基準と決算（見込）との間で著しい乖離が生じた場合には、次年度予算編成における改善策等を検討の上、改善計画を策定し、市議会へ報告・公表しなければならないものとします。

用語集

財政用語の解説（50音順）

一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、市税、地方譲与税、地方交付税等がこれにあたります。

借換債

耐用年数等より短い償還年数で発行した市債を、満期時に一部を借り換える際に発行する市債のことです。

基金

条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するためのものです。

安全・安心なまちづくり対策基金

災害対策をはじめとした、安全・安心なまちづくりに要する資金にあてるための基金です。

くらし・笑顔創生基金

現在から将来にわたる市民福祉の向上及び人口減少への対応を目的とした事業等の資金にあてるための基金です。

減債基金

市債の計画的な償還を行うための基金です。

公園墓地管理基金

公園墓地の管理に要する資金にあてるための基金です。

公共公益施設整備基金

市の教育施設、公園などの公共公益施設の整備事業の資金にあてるための基金です。

財政調整基金

財源不足や緊急事態に行う事業の支出などの財源にあてるための基金です。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態での税収入見込額などをもとに一定の方法によって算定した額です。

基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準で行政を行い、また施設を維持するための財政需要を一定の方法によって算定した額です。

義務的経費

性質別経費のうち、支出が義務づけられ任意に節減できない、非弾力的な経費で、人件費・扶助費及び公債費をさします。

繰上償還

地方債の償還(返済)について、当初の償還期限到来前に、その全部、または、一部を繰り上げて償還することを言います。通常、繰上償還をする場合には、繰り上げた期間分の利子に相当する補償金の支払いが必要となります。

経常収支比率

財政構造の弾力性をみるための比率です。人件費・扶助費・公債費などの義務的な性格の経常経費に、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているか、その大きさを財政構造の弾力性を測定しようとするもので、この値が大きくなるほど弾力性を失い、新たな財政需要に対応できる余地が少なくなります。

【算定式】	$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常経費に充当される経常一般財源}}{\text{経常一般財源の額}}$
-------	------------------------------------------------------------------------

減価償却累計額

固定資産の価値の減少を費用として使用する期間に配分する会計上の処理を減価償却といいます。この処理によって各年度に費用とされた固定資産の減価額を減価償却費といい、これまでの減価償却費を累計したものを減価償却累計額といいます。

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定されている、地方公共団体の財政の健全性に関する比率です。

実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

連結実質赤字比率

水道事業や下水道事業など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

公債費（性質別・目的別）

市債の元金の返済および利子の支払いなどに要する経費です。

債務償還可能年数

充当可能な基金などを全て市が抱えている地方債や引当金などの実質債務に充てた場合に、経常的に確保できる資金で返済するのに何年間かかるかを見ることで、債務償還能力を測るものです。債務償還可能年数が短いほど、債務償還能力は高いことを表します。

【算定式】	$\text{債務償還可能年数 (年)} = \frac{\text{実質債務 (地方債残高等から充当可能基金等を控除)}}{\text{資金収支計算書における業務活動収支の黒字分(臨時収支分を除く)}}$
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

実質収支

過去からの累積収支で、決算における歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものです。

【算定式】	$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$
-------	---------------------------------------------------

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合です。

【算定式】	$\text{実質収支比率 (\%)} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債の発行可能額含む)}}$
-------	-----------------------------------------------------------------------------

実質単年度収支

単年度収支には、基金への積立金や取崩による繰入金などの要素が含まれているため、これらの黒字や赤字に関わる特別な要素を取り除いた単年度収支を実質単年度収支といいます。

【算定式】	$\begin{aligned} \text{実質単年度収支} = & \\ & \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立額} \\ & + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金の取崩額} \end{aligned}$
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

収入未済

当該年度に調定した収入の内、出納整理期間までに納入されなかった収入のことです。この収入は、翌年度も徴収に努めることとなります。

人件費

職員などに対して、労働の対価、報酬として支払われる経費です。

単年度収支

年度ごとの収支で、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものです。

【算定式】	単年度収支 = 当該年度の実質収支 - 前年度の実質収支
-------	---------------------------------

地方交付税

地方公共団体がひとしく事務を行えるように国から交付されるお金です。合理的な基準による一定の算式によって交付される普通交付税と、特別の事情等を考慮して交付される特別交付税があります。

地方債（市債）

市の借金にあたります。道路、住宅の建設など多額の経費を要する事業でその効果が後年度におよぶものや、災害復旧など緊急に実施する必要のある事業の財源にあてるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れるものです。

標準財政規模

普通交付税の算定を通じて表される、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すものです。

扶助費

社会保障制度の一環として、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費です。

普通会計（一般会計等）

地方公共団体の統計的な財政把握や地方公共団体間の財政比較等のため用いられる会計区分です。本市では、「一般会計」及び「公共用地先行取得事業特別会計」で構成されています。

※平成 31 年度から「母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計」を追加

フロー・ストック

フローとは「流れ」「流量」といった意味で、一定期間に流動した金額の合計などを表し、ストックとは「貯蔵」「残高」といった意味で、一定時点の資産・負債の残高などを表します。

このガイドラインでは、各年度（一定期間）における財政収支などをフロー情報、各年度末時点（一定時点）での市債等の負債、基金等の資産の残高などをストック情報で表しています。

有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物など）の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を表したものです。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

【算定式】	$\text{有形固定資産減価償却率（\%）} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産の取得原価}}$
-------	--------------------------------------------------------------------

臨時財政対策債

平成 13 年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される地方債です。

類似団体

総務省において、態様が類似している地方公共団体ごとに作成されている類型のことです。市町村が財政運営の健全性を確保していくためには、自らの財政状況を分析して問題の所在を明らかにし、それを将来の財政運営に反映させていくことが必要です。分析にあたっては、自らの財政状況を他の地方公共団体と比較することが有効ですが、比較対象は、その態様が自らと類似している団体であることが望ましいと考えられます。類似団体とは、そのような比較検討の資料を作成するために設定されています。

